

青森労働局からのお知らせ

令和8年4月

令和8年度「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン

厚生労働省では、全国の大学生等を対象として、特に多くの新入学生がアルバイトを始める4月から7月までの間、自らの労働条件の確認を促すことなどを目的としたキャンペーンを実施します。

学生・生徒のみなさんへ

知っておきたい8つのポイント

- アルバイトを始める前に労働条件を確認しましょう。
- いつシフトに入るかは、事業主とよく話し合しましょう。
- シフト制で働く場合でも、休憩や年次有給休暇を取得できます。
- 支払われたバイト代を確認しましょう。
- 希望していない商品の購入に応じる必要はなく、その代金を一方的にバイト代から差し引くことは禁止されています。
- アルバイトでも、会社都合の自由な解雇はできません。
- アルバイトでも、工作中的のけがは労災保険が使えます。
- 困った時は、総合労働相談コーナーへ

青森労働局 総合労働相談コーナー	☎ 017-734-4211
青森総合労働相談コーナー	☎ 017-715-5448
弘前総合労働相談コーナー	☎ 0172-33-6411
八戸総合労働相談コーナー	☎ 0178-46-3311
五所川原総合労働相談コーナー	☎ 0173-35-2309
十和田総合労働相談コーナー	☎ 0176-23-2780
むつ総合労働相談コーナー	☎ 0175-22-3136

事業主のみなさんへ

学生・生徒をアルバイトとして雇用する際は次のことをご確認ください

- 書面で労働条件を明示しましょう。
- 学業とアルバイトの両立に配慮したシフトを組みましょう。
- シフト制のアルバイトに対しても休憩時間や年次有給休暇をきちんと与える必要があります。
- 最低賃金額を遵守し、適切に賃金を支払いましょう。
- 商品を強制的に購入させることはできません。
- 遅刻や欠勤、器物の破損等に対して、一定額の罰金を定める契約はできません。

キャンペーンの詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。

⇒ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_70940.html



お問い合わせ先：雇用環境・均等室 [電話番号] 017 - 734 - 4211

関係資料：別添1（学生・生徒のみなさんへ はじめての「働く」に寄り添う。）

別添2（事業主のみなさんへ Let`s Check! 確かめよう！
アルバイトの労働条件）